

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになった。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されている。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増える。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

教育条件の公私間格差の是正も求められており、私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要がある。私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠である。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。

政府並びに国会におかれては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
 - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。
 - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくすこと。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

文部科学大臣 萩生田 光一 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 武田 良太 殿

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 山東 昭子 殿